

## 2019 年度休眠預金等交付金活用推進基本計画の修正について

## 新旧対照表（案）〔下線部分は、改正部分〕

改正後	改正前
<p data-bbox="331 357 976 384">2019 年度休眠預金等交付金活用推進基本計画</p> <p data-bbox="786 443 1106 560">平成 31 年 2 月 25 日 <u>令和 2 年〇月〇日改正</u> 内閣総理大臣決定</p> <p data-bbox="203 657 1106 858">民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項に基づき、休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画を下記により定める。</p> <p data-bbox="640 916 674 943">記</p> <p data-bbox="203 1000 1106 1327">指定活用団体においては、法第 16 条に規定する休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」（平成 30 年 3 月 30 日内閣総理大臣決定。以下「基本方針」という。）及び本基本計画に則して、速やかに 2019 年度事業計画及び 2019 年度収支予算の案を策定し、内閣総理大臣の認可申請を行うこととし、事業年度終了時には法第 26 条第 <u>4</u> 項に従い事業報告を適切に行うものとする。</p>	<p data-bbox="1263 357 1908 384">2019 年度休眠預金等交付金活用推進基本計画</p> <p data-bbox="1753 443 2036 560">平成 31 年 2 月 25 日 内閣総理大臣決定</p> <p data-bbox="1135 657 2038 858">民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項に基づき、休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画を下記により定める。</p> <p data-bbox="1572 916 1606 943">記</p> <p data-bbox="1135 1000 2038 1327">指定活用団体においては、法第 16 条に規定する休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」（平成 30 年 3 月 30 日内閣総理大臣決定。以下「基本方針」という。）及び本基本計画に則して、速やかに 2019 年度事業計画及び 2019 年度収支予算の案を策定し、内閣総理大臣の認可申請を行うこととし、事業年度終了時には法第 26 条第 <u>1</u> 項に従い事業報告を適切に行うものとする。</p>